

建設工事入札参加資格審査申請書

いずれかを○で囲むこと。

申請区分		
<input checked="" type="radio"/> 新規	<input type="radio"/> 営業所変更	<input type="radio"/> 業種追加

平成 年 月 日

平成28年度において、さぬき市で行われる建設工事に係る入札参加資格の審査を申請します。
 なお、この申請書及び添付書類の内容については、事実と相違ないことを保証します。
 法人の種類は次の略号で記入すること。(個人企業は略号記入無)
 (株):株式会社 (有):有限会社 (資):合資会社 (名):合名会社
 (同):協同組合 (業):協業組合 (企):企業組合 (財):財団法人

資格審査申請先の長

さぬき市長 大山 茂樹 殿

申請者

商号・名称カナ

スズキグミ

商号・名称

(株) 鈴木組

法人・個人

1 法人 2 個人

代表者役職

代表取締役

代表者氏名

鈴木 太郎



郵便番号

760-8570

所在地

香川県高松市番町4-1-10

TEL

087-832-3507 FAX 087-832-3508

許可番号

1 (1 香川県 知事 2 国土交通大臣) 第 001234 号

許可年月日

平成 27 年 06 月 09 日

法的再建手続

1 無 2 有 (1 会社更生法 2 民事再生法) 申立日 平成 年 月 日
 計画認可日 平成 年 月 日

経審査基準日

平成 28 年 10 月 01 日

経審査結果通知書

1 受領済 2 請求中

ISO9001

1 有 2 無 (有効期間満了日 平成 30 年 04 月 30 日) 更新審査(予定)日 平成 年 月 日

ISO14001

1 有 2 無 (有効期間満了日 平成 30 年 10 月 31 日) 更新審査(予定)日 平成 年 月 日

機械・運搬具の保有残高

900千円

担当者

県外業者は記入の必要はありません。

連絡先部課名

本社 総務部 建設第2課

連絡先担当者名

香川 建

連絡先TEL

087-832-3507

連絡先のE-MAIL

schgc2@pref.kagawa.jp

行政書士

※行政書士が代行する場合に必要。行政書士が記入してください。

行政書士名

高松 次郎

所在地

香川県高松市林町2217-15

TEL

087-868-9905

貸借対照表	
資産の部	
有形固定資産	
機械・運搬具	10,000
減価償却累計額	△1,000 9,000



E-MAILアドレスを保有していない場合は記入す

申請営業所調書

契約締結等の権限
を委任する営業所がある場合に提出

営業所

営業所(1)

1

郵便番号

7 6 0 - 8 5 7 0

TEL 0 8 7 - 8 3 2 - 3 5 0 7

FAX 0 8 7 - 8 3 2 - 3 5 0 8

所在地

香川県高松市番町4-1-10

※入札参加資格審査申請書の所在地欄と同じ要領で記入してください。

支店・営業所カナ

スズキグミ タカマツエイギョウシヨ

※商号・名称カナを記入した後、1文字空けて、支店・営業所カナを記入してください。例：スズキグミ タカマツエイギョウシヨ

支店・営業所

(株)鈴木組 高松営業所

※商号・名称を記入した後、1文字空けて、支店・営業所を記入してください。例：(株)鈴木組 高松営業所

受任者役職

営業所長

受任者氏名

香川 三郎

※姓と名を1文字分空けてください。以下同じ要領

(注意！)

支店・営業所カナ、支店・営業所については、この記入例のように商号名称を記入したうえで、1文字空けてから支店・営業所を記載してください。

建設工事の請負にかかる見積り・入札・契約締結権限を営業所に委任する場合には、本様式に、委任する営業所の情報を記入したうえで、申請業種等調書(A)を作成してください。

営業所に上記権限を委任しない場合、本様式を作成する必要はありませんので、入札参加資格審査申請書を作成後、申請業種等調書(A)を作成してください。

[さぬき市に対して申請する業者の方へ]

①さぬき市の場合、申請できる営業所数は、本店・支店等のうち、いずれか1カ所に限ります。

申請業種等調書 (A)

(申請業種)

業種名	申請業種 ○を記入	県内在住の資格者※		最高工事高 (消費税込 単位: 千円) ※			
		1級	2級	年度	団体名 / 工事名		金額
土木	○	1	0				
建築	○	2	1				
大工							
左官							
とび							
石							
屋根							
電気							
管							
タイル							
鋼構							
鉄筋							
ほ装 ※	○	1 0	1 1				
浚渫							
板金							
ガラス							
塗装							
防水							
内装							
機器							
熱絶							
電通							
造園	○	0	0				
さく井							
建具							
水道							
消防							
清掃							
解体							

申請業種について、技術者がいない場合は必ず0を記入

さぬき市に申請する場合、6業種(土木一式、建築一式、電気、管、ほ装、水道施設)については経営事項審査における平均完成工事高が500万円未満の場合には、その業種の申請を行うことができませんのでご注意ください。
経営事項審査における総合評定値通知書の平均完成工事高で予めご確認ください。
なお、総合評定値通知書が届いていない場合は、経営事項審査の申請時に提出した別紙1工事種類別完成工事高の欄から平均完成工事高を計算してご確認ください。

さぬき市に申請する場合、8業種(とび、鋼構造物、塗装、機械器具、電気通信、造園、建具、解体)については経営事項審査における平均完成工事高が0の場合には、その業種の申請を行うことができませんのでご注意ください。

※県内在住の資格者 香川県内の本店・営業所で建設業に従事する資格者の人数を記入 1級=1級土木管理技士、1級建築士等 2級=2級土木施工管理技士、2級建築士、第1種電気工事士、1級技能士等
 ※ほ装工事 ほ装工事を申請する場合、舗装施工管理技術者(29.12.1日現在において香川県内の本店・営業所において建設業に従事する有資格者数)を級別に下段に記載すること
 ※最高工事高 記入の必要はありません。